## 民 課 だ ょ り

## お知らせ 20歳がスター 「国民年金」! ŀ

度です。 誰もが安心した生活を送れる ガなどで収入が途絶えても、 ように社会全体で支え合う制 は、老後はもちろん病気やケ はご存じですか?「国民年金 に加入しないといけないこと 20歳になると「国民年金」 成人式を迎えられた皆さ おめでとうございます。

使いますので、 社に就職するときなど一生涯 受給するときはもちろん、会 ます。その年金手帳に記載さ てください れた基礎年金番号は、年金を 帳と納付案内書が送られてき 20歳になると、まず年金手 大切に保管し

とができます。 社会人になってから納めるこ けられていますが、「学生納 くと、在学期間中の保険料を 付特例制度」をご利用いただ んにも保険料の納付が義務付 国民年金」は、学生の皆さ

また、学生以外の20歳代の

泉徴収税額及び控除内容など

あります。 る「若年者納付猶予制度」が 年の所得が一定額以下の場合 方には、 保険料の納付が猶予され 本人及び配偶者の前

難な場合はご相談ください。 ますので、保険料の納付が凩 担当窓口にて受け付けており 各総合支所住民課・国民年金 いずれの制度も、 町民課、

## 金等の源泉徴収票」 年金受給者のみなさまへ が送付されます |平成19年分公的年

お知らせ

税の対象となります。 所得」として取り扱われ、 する年金は、所得税法上「雑 る老齢又は退職を支給事由と び共済組合などから支給され 国民年金・厚生年金保険及 課

された介護保険料の金額、源 平成19年中に支払われた年金 を送付することとなっていま に「公的年金等の源泉徴収票」 )支払総額、年金から天引き この「源泉徴収票」には、 社会保険業務センターで 老齢年金等の受給者全員 (毎年1月下旬)

> となっていないため「源泉徴 ご連絡ください。 が記載されています。 につきましては、課税の対象 お近くの社会保険事務所まで で、大切に保管してください。 源泉徴収票」が必要ですの 確定申告の際には、 なお、障害年金や遺族年金 万が一紛失された場合は、 この

休日・ 年金相談のお知らせ 時間外の (1月)

収票」は発行されません。

しても実施することとされ

ましたので、その内容をお

は翌火曜日になります。 ています。月曜日が休日 の受付時間を19時まで延長し 社会保険事務所で、年金相談 ○年金相談の受付時間延長 毎週月曜日は、県内4つの 0) 時

行っています。  $\bigcirc$ (月)・15日(火)・21日(月)・ から16時まで年金相談を 社会保険事務所で、9時30 第2 土曜日は年金相談日 (月)となっています。 1月の延長日は、1月7日 1月12日(土)は、県内4つ 28

方、65歳以上の方で一定の

ださい。 で、どうぞお気軽にご利用く 通常日より混雑も少ないの

平成20年4月から9月ま

## ○年金相談の予約

相談の日について、 は、第2土曜日、 県内の社会保険事務所 時間外年金

から電話による予約を受け付 り取りまとめられ、 チーム」において、高齢者 度に関するプロジェクト 医療制度について次のとお 今般「与党高齢者医療制 1か月前 、政府と

知らせします。 70~74歳の方の

担が1割に据え置かれま 年3月までの一年間窓口負 平成20年4月から平成21 窓口負担について

担については、平成20年4 据え置くものです。 ることとされていたものを 月から2割負担に見直され 現在、窓口負担が3割の 昨年からの制度改正 70~74歳の方の窓口負

障害認定を受けた後期高齢 者医療に該当する方は除き 養者の保険料について おける汚歳以上の被扶 後期高齢者医療制度に

> 利用ください。 けていますので、 お気軽にご

で

問い合わせ

高知西社会保険事務所

8 7 5  $\frac{1}{7}$   $\frac{1}{7}$   $\frac{1}{7}$ 

者均等割)がり割軽減され 21年3月までの6か月 り、平成20年10月から平成 た額となります。 は、頭割保険料額(被保険 で の6か月間は無料とな 間

※対象者となる方

掌健康保険や、組合健康保 の被扶養者となっている おいて被用者保険(政府管 前日(平成20年3月31日又 医療の被保険者になる日の 該当する方で、後期高齢者 を受けた後期高齢者医療に 険、公務員の共済組合等) は75歳の誕生日の前日)に の方で一定以上の障害認定 75歳以上、又は65歳以上

 $\Omega$ 

に限って行われるもので 制度の被保険者となった日 今回の措置は、平成20年度 ることとされていますが、 保険者均等割を5割軽減す の属する月から2年間、被 ついては、後期高齢者医療 用者保険の被扶養者の方に 昨年の制度改革では、